|  |
| --- |
| 指定福祉型障害児入所施設　自主点検表 |
| 事業所 | 事業所番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 名　　　称 |  |
| 管　理　者 |  |
| 児童発達支援管理責任者 |  |
| 事業者（法人） | 名　　　称 |  |
| 代　表　者職名・氏名 |  |
|  |
| 点検年月日 | 令和　　年　　月　　日（前回点検日：　　　　年　　　月　　　日） | 確認欄 |
| 点検実施者 | （職名）　　　　　　　　　　（氏名） |  |
| 管理者 | （氏名） |  |
| 法令遵守責任者 | （氏名） |  |

自主点検表の作成について

　指定福祉型障害児入所施設は、厚生労働省令に定められた人員、設備、運営に関する基準及びサービスに要する費用の算定に関する基準を遵守することが必要です。

　この自主点検表は、これらの基準及びこれまでに厚生労働省から示された解釈通知等の主な内容を盛り込んだうえ、各項目についてのチェックポイントを示し、自らのサービスの提供体制及び運営状況、報酬の算定方法についての点検・評価を行うことができるものとなっています。

この自主点検表を積極的に活用し、より質の高いサービスの提供のために役立てていただきたいと思います。

１　実施方法

　○　**少なくとも１年に１回**、必要と思う時期に定期的に自主点検を実施してください。

○　自主点検は、管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に、原則として複数の者で行うこととしてください。

○　給食業務の管理については、別紙がありますので、そちらも実施してください。

２　記入上の留意事項

　○　自主点検表の点検の仕方は、「いる・いない」のいずれかに○印を付けていただく形式です。

○　自分の施設では行っていない項目で「該当なし」としてチェックしたい場合には、「いる・いない」のところに斜線（／）を引いて「なし」と記入するなどしてください。

３　自主点検後の対応

　○　点検を行った結果、基準を全部又は一部を満たしていない事項があった場合は、速やかに必要な改善策を講じるとともに、改善内容について記録を作成（任意様式）してください。

　○　改善内容によっては、市（子ども家庭支援課）への変更届の提出が必要な場合がありますので、漏れのないよう手続きを行ってください。

　○　改善がなされず、基準を満たさない状態が続く場合、指導及び指定取消し等の対象となります。

４　運営指導における自主点検表の確認

　○　**運営指導又は監査において、自主点検の実施状況等を確認します。**また、必要に応じてコピーの提出を求めることがあります。

　○　自主点検表及び改善内容の記録については、施設にて保管してください。

≪根拠法令の略称≫

|  |  |
| --- | --- |
| 略　称 | 名　　　　　　　　称 |
| 法 | 児童福祉法 |
| 最低基準 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 |
| 条例 | 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 |
| 省令 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号） |
| 解釈通知 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日･障発0330第13号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知） |
| 報酬告示 | 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号） |
| 留意事項通知 | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日　障発0330第16号） |

◆　基本方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １一般原則 | （１）個別支援計画に基づくサービス提供義務入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）及び障害児（１５歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１項に規定する障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（移行支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対して入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に入所支援を提供していますか。 | いるいない | 省令第3条第1項 |
| （２）障害人の人格尊重　　障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | いるいない | 省令第3条第2項 |
| （３）関係機関等との連携地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いるいない | 省令第3条第3項 |
| （４）虐待防止等の措置障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、担当者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていますか。取り組んでいるものにチェックしてください（①～④は必須）。□　①虐待防止担当者の設置□　②苦情解決体制の整備□　③従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施□　④虐待防止委員会の設置及び職員への委員会での検討結果の周知□　⑤虐待防止のチェックリストを活用した各職員による定期的な自己点検（セルフチェック）□　⑥「倫理綱領」「行動指針」等の制定と職員への周知□　⑦「虐待防止マニュアル」の作成と職員への周知□　⑧「権利侵害防止の掲示物」の職員の見やすい場所への掲示□　⑨支援上の悩み等を職員が相談できる体制の整備□　⑩その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | いるいない | 省令第3条第4項 |
| ２暴力団の排除 | （１）管理者および従業者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員はいませんか。 | いるいない | 条例第4条1項 |
| （２）運営について、京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等の支配を受けていませんか。 | いるいない | 条例第4条2項 |

◆　人員に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ３従業者の員数 | （１）嘱託医　嘱託医について、１以上配置していますか。　　※主として知的障害のある児童を入所させる場合は、精神科又は小児科の診療に相当する経験を有する者であること。 | いるいない | 省令第4条 |
| （２）看護職員　看護職員について、以下の通り配置していますか。　　➀　主として自閉症児を入所させる施設　　　　　　おおむね障害児の数を２０で除して得た数以上　　　➁　主として肢体不自由のある児童を入所させる施設　　　　１以上 | いるいない | 省令第4条 |
| （３）児童指導員及び保育士　児童指導員及び保育士について、次の基準を満たして配置していますか。　　➀　児童指導員及び保育士の総数　　　　ⅰ　主として知的障害のある児童を入所させる施設　　　　　　通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上（３０人以下の施設にあっては、４で除した数に１を加えた数以上）ⅱ　主として盲児（強度の弱視児を含む）又はろうあ児（強度の難聴児を含む）を入所させる施設　　　　　　通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上（３５人以下の施設にあっては合計数に１を加えた数以上）ⅲ　主として肢体不自由のある児童を入所させる施設　　　　　　通じておおむね障害児の数を３.５で除して得た数以上　　➁　児童指導員　１以上　　➂　保育士　１以上 | いるいない | 省令第4条 |
| （４）栄養士又は管理栄養士　栄養士又は管理栄養士について、１以上配置していますか。　　※ただし、４０人以下の障害児を入所させる施設にあっては、　　　栄養士又は管理栄養士を配置しないことができます。 | いるいない | 省令第4条 |
| （５）調理員　調理員について、１以上配置していますか。　※ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を　　配置しないことができます。 | いるいない | 省令第4条 |
| （６）児童発達支援管理者　児童発達支援管理者を１以上配置していますか。 | いるいない | 省令第4条 |

◆　人員に関する基準

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 現在配置している児童発達支援管理責任者について、市（子ども家庭支援課）に届け出ている内容を記入してください。なお、研修受講状況については、市へ届け出てから新たに受講した研修があれば、適宜追加してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 就任日：　　　　年　　　月　　　日 |
| 届出日：　　　　年　　　月　　　日 |
| 実務経験 | 業務期間 | ➀通算：　　　　　　年　　　　　　月間➁うち障害児・障害者・児童に対する支援経験：　　　　　年　　　　月間 |
| 従事日数 | ➀通算：　　　　　　　　　日➁うち障害児・障害者・児童に対する支援経験：　　　　　　　日 |
| 業務内容 | 職名（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 研修受講状況 | ○旧児童発達支援管理責任者研修 | 修了日：　　　年　　　月　　　日 |
| ○児童発達支援管理責任者基礎研修 | 修了日：　　　年　　　月　　　日 |
| ○児童発達支援管理責任者実践研修 | 修了日：　　　年　　　月　　　日 |
| ○児童発達支援管理責任者更新研修（1回目） | 修了日：　　　年　　　月　　　日 |
| ○児童発達支援管理責任者更新研修（2回目） | 修了日：　　　年　　　月　　　日 |
| ○相談支援従事者初任者研修（講義部分） | 修了日：　　　年　　　月　　　日 |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 就任日：　　　　年　　　月　　　日 |
| 届出日：　　　　年　　　月　　　日 |
| 実務経験 | 業務期間 | ➀通算：　　　　　　年　　　　　　月間➁うち障害児・障害者・児童に対する支援経験：　　　　　年　　　　月間 |
| 従事日数 | ➀通算：　　　　　　　　　日➁うち障害児・障害者・児童に対する支援経験：　　　　　　　日 |
| 業務内容 | 職名（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 研修受講状況 | ○旧児童発達支援管理責任者研修 | 修了日：　　　年　　　月　　　日 |
| ○児童発達支援管理責任者基礎研修 | 修了日：　　　年　　　月　　　日 |
| ○児童発達支援管理責任者実践研修 | 修了日：　　　年　　　月　　　日 |
| ○児童発達支援管理責任者更新研修（1回目） | 修了日：　　　年　　　月　　　日 |
| ○児童発達支援管理責任者更新研修（2回目） | 修了日：　　　年　　　月　　　日 |
| ○相談支援従事者初任者研修（講義部分） | 修了日：　　　年　　　月　　　日 |
|  |

※　平成３０年度までに受講した従前の「児童発達支援管理責任者研修」は、「旧児童発達支援管理責任者研修」として修了日を記入してください。児童発達支援管理責任者の研修要件について（１）実践研修の受講→　基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）の修了後、２年間（ＯＪＴ特例の場合６箇月）以上の実務経験を積み、実践研修を修了することが必要。（２）更新研修の受講　→　実践研修修了者については５年おきに更新研修を受講しなければ児発管の資格が失効するため、令和７年度に更新研修の対象（※）となる場合は必ず受講すること。* 令和２年４月１日～令和３年３月３１日に更新研修を受講した方
 |

◆　人員に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
|  | （７）医師　主として自閉症児を入所させる施設である場合は、児童を対象とする精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する医師を配置していますか。 | いるいない　該当なし | 省令第4条第2項 |
| （８）心理担当職員　心理支援が必要と認められる障害児５人以上に心理支援行う場合は、心理担当職員を配置していますか。 | いる　いない　該当なし | 省令第4条第2項 |
| （９）職業指導員　職業指導を行う場合は、職業指導員を配置していますか。 | いる　いない　該当なし　 | 省令第4条第2項 |
| ４　管理者 | 専らその職務に従事する管理者はおいていますか。ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができます。 | いるいない | 省令第33条第1項 |

◆　設備に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５設備 | （１）居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けていますか。　　※３０人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させる場合は、医務室を設けないことができます。　　※３０人未満を入所させる施設であって主として盲ろうあ児を入所させる場合は、医務室及び静養室を設けないことができます。 | いるいない | 省令第5条第1項最低基準第48条第1項第1号 |
| （２）主として知的障害のある児童を入所させる施設の場合、入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備を設けていますか。 | いるいない該当なし | 省令第5条第2項最低基準第48条第1項第2号 |
| （３）主として盲児を入所させる施設の場合、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備を設けていますか。 | いるいない該当なし | 省令第5条第2項最低基準第48条第1項第3号 |
| （４）主としてろうあ児を入所させる施設の場合、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けていますか。 | いるいない該当なし | 省令第5条第2項最低基準第48条第1項第4号 |
| （５）主として肢体不自由児を入所させる施設の場合、支援室、屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けていますか。 | いるいない該当なし | 省令第5条第2項最低基準第48条第1項第5号 |
| （６）居室　居室の基準を満たしていますか。➀　定員は４人以下とすること。➁　障害児一人当たりの床面積は、４、９５㎡以上とすること。➂　乳児又は幼児のみの居室の定員は６人以下とし、一人当たりの床面積は３、３㎡以上とすること。➃　入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。☞　経過措置　旧指定知的障害児施設等であって改正後の児童福祉法第24条の2第1項（指定障害児入所施設等）の指定を受けたものとみなされたものについては、当分の間、上記①において「4人」とあるのは「15人」と、上記②において「4.95平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とし、上記③は適用しない。 | いるいない | 省令第5条第3項最低基準第48条第1項第7号及び8号 |
| （７）主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる施設の場合、施設の階段の傾斜を緩やかにしていますか。 | いるいない該当なし | 省令第5条第4項最低基準第48条第1項第6号 |
| （８）上記（１）から（７）に規定する設備は、専ら当該施設の用に供するものとしているか。　　ただし、障害児の支援に支障がない場合は、（１）から（５）及び（７）に規定する設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。 | いるいない該当なし | 省令第5条第5項 |
| （９）施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられているか。 | いるいない | 最低基準第5条第5項 |
| （１０）便所は、男子用と女子用とを別にしているか。 | いるいない | 最低基準第48条第1項第9号 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６運営規程 | 事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めていますか。 | いるいない | 省令第34条 |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程に定めるべき重要事項 | 主な点検のポイント |
| 1. 事業の目的及び運営の方針
 | 有・無 | 全体 ・記載内容が事業所の実態、重要事項説明書等と合っているか。・変更した場合、届出をしているか。➈虐待の防止は、具体的措置が定められているか。・担当者の設置・苦情解決体制の整備・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修実施　・虐待防止委員会の設置に関すること |
| 1. 従業者の職種、員数及び職務の内容
 | 有・無 |
| 1. 入所定員
 | 有・無 |
| 1. 支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
 | 有・無 |
| 1. 施設の利用に当たっての留意事項
 | 有・無 |
| 1. 緊急時等における対応方法
 | 有・無 |
| 1. 非常災害対策
 | 有・無 |
| 1. 主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 | 有・無 |
| 1. 虐待の防止のための措置に関する事項
 | 有・無 |
| 1. その他運営に関する重要事項
 | 有・無 |

 |
| ７内容及び手続の説明及び同意 | （１）重要事項の説明　　給付決定保護者がサービスの利用申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書、パンフレット等）を交付して説明を行い、入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。

|  |  |
| --- | --- |
| 重要事項説明書への記載事項 |  |
| ①　事業者、事業所の概要（名称、所在地） | 有・無 |
| ②　運営規程の概要 | 有・無 |
| ③　従業者の勤務体制 | 有・無 |
| ④　提供するサービスの内容 | 有・無 |
| ⑤　サービス提供につき保護者が支払うべき額 | 有・無 |
| ⑥　事故発生時の対応 | 有・無 |
| ⑦　苦情解決の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情相談の連絡先（行政機関、第三者委員） | 有・無 |
| ⑧　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） | 有・無 |
| ⑨　サービス提供開始年月日 | 有・無 |

 | いるいない | 省令第6条第1項 |
| （２）利用契約利用契約書等の書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしていますか。 | いるいない | 省令第6条第2項 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ８提供拒否の禁止 | 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。☞　提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、①　利用定員を超える利用申込みがあった場合②　入院治療の必要がある場合　③　当該施設の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な入所支援の提供が困難な場合　等 | いるいない | 省令第7条 |
| ９連絡調整に対する協力 | 　都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力していますか。 | いるいない | 省令第8条 |
| １０サービス提供困難時の対応 | 　障害児が入院治療を必要とする場合その他障害児に対し自ら適切な便宜を提供することが困難な場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じていますか。 | いるいない | 省令第9条 |
| １１受給資格の確認 | 　入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確かめていますか。 | いるいない | 省令第10条 |
| １２給付費の支給の申請に係る援助 | （１）給付決定を受けていない者から利用の申し込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに支給の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | いるいない | 省令第11条第1項 |
| （２）給付決定期間の終了に伴う給付費の支給の申請について、引き続き利用を希望する場合は必要な援助を行っていますか。 | いるいない | 省令第11条第2項 |
| １３心身の状況等の把握 | サービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。  | いるいない | 省令第12条 |
| １４居住地の変更が見込まれる者への対応 | 給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該保護者の居住地の都道府県に連絡していますか。 | いるいない | 省令第13条 |
| １５入退所の記録の記載等 | （１）入所又は退所に際しては、当該入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を、入所受給者証に記載していますか。 | いるいない | 省令第14条第1項 |
| （２）入所受給者証記載事項を遅延なく都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）に対し報告していますか。 | いるいない | 省令第14条第2項 |
| １６サービスの提供の記録 | （１）サービス提供の記録サービスを提供した際は、提供日、提供したサービスの具体的内容その他必要な事項を記録していますか。 | いるいない | 省令第15条第1項 |
| （２）サービス提供の確認上記（１）の規定による記録に際しては、保護者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。 | いるいない | 省令第15条第2項 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １７保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | （１）給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、保護者に支払を求めることが適当であるものに限られていますか。  | いるいない | 省令第16条第1項 |
| （２）金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得ていますか。　※次の１８(１)から(３)までに規定する支払については、この限りでない。 | いるいない | 省令第16条第2項 |
| １８利用者負担額等の受領 | （１）入所利用者負担額の受領　入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けていますか。 | いるいない | 省令第17条第1項 |
| （２）法定代理受領を行わない場合　法定代理受領を行わない入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、入所支援に係る入所支援費用基準額の支払いを受けていますか。 | いるいない該当なし | 省令第17条第2項 |
| （３）その他受領が可能な費用　上記(１)、(２)の支払を受ける額のほか、提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの以外の支払いを受けていませんか。　＜保護者負担の具体的内容と金額＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | 金額 |
|  | 日用品費 |  |
|  | 食費 |  |
|  | 光熱水費 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

 | いるいない | 省令第17条第3項 |
| （４）（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。 | いるいない | 省令第17条第6項 |
| （５）（１）～（３）の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を保護者に交付していますか。 | いるいない | 省令第17条第5項 |
| １９入所利用者負担額に係る管理 | （１）障害児が同一の月に施設が提供する入所支援及び他の施設等が提供する入所支援を受けたときは、入所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定していますか。この場合において、これらの入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該保護者及び当該他の入所支援を提供した施設等に通知していますか。 | いるいない | 省令第18条 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ２０障害児入所給付費の額に係る通知等 | （１）入所決定保護者への通知法定代理受領により当該サービスに係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該保護者に係る障害児入所給付費の額を通知していますか。☞　自己負担のない者にも漏れなく通知してください。 | いるいない | 省令第19条第1項 |
|  |  |
| （２）サービス提供証明書の交付法定代理受領を行わないサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付していますか。  | いるいない | 省令第19条第2項 |
| ２１入所支援の取扱方針 | （１）支援の提供への配慮　個別支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。 | いるいない | 省令第20条第1項 |
| （２）支援の環境障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めていますか。 | いるいない | 省令第20条第2項 |
| （３）障害児及び入所給付決定保護者の意思の尊重障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしていますか。 | いるいない | 省令第20条第3項 |
| （４）支援の提供に当たっての説明　従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | いるいない | 省令第20条第4項 |
| （３）サービスの質の評価及び改善　入所施設は、その提供する入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | いるいない | 省令第20条第5項 |
| ２２個別支援計画の作成等 | （１）個別支援計画の作成業務管理者は、児童発達支援管理責任者に、個別支援計画（入所支援計画）の作成に関する業務を担当させていますか。 | いるいない | 省令第21条第1項 |
| （２）アセスメント児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討していますか。 | いるいない | 省令第21条第2項 |
| （３）保護者等への面接児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、保護者及び障害児に面接していますか。この場合において、面接の趣旨を保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | いるいない | 省令第21条第3項 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ２２個別支援計画の作成等（続き） | （４）児童発達支援管理責任者の役割児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、次の事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成していますか。≪個別支援計画の記載事項≫

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 保護者及び障害児の生活に対する意向
 | 有・無 |
| 1. 障害児に対する総合的な支援目標・その達成時期
 | 有・無 |
| 1. 生活全般の質を向上させるための課題
 | 有・無 |
| 1. 入所支援の具体的内容（行事や日課等も含む）
 | 有・無 |
| 1. 入所支援を提供する上での留意事項
 | 有・無 |

 | いるいない | 省令第21条第4項 |
| （５）計画作成に係る会議児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、計画の原案について意見を求めていますか。☞ 　会議は必ず開催し、記録を残してください。☞　 会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができます。 | いるいない | 省令第21条第5項 |
| （６）計画の同意児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、保護者及び障害児に対し、当該個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得ていますか。 | いるいない | 省令第21条第6項 |
| （７）計画の交付児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を保護者に交付していますか。☞ 　説明・同意・交付したことが記録で確認できるように様式を定めてください。例：「○年○月○日　個別支援計画について説明を受け、同意し、交付を受けました。氏名　○○○」 | いるいない | 省令第21条第7項 |
| （８）計画の変更児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行っていますか。 | いるいない | 省令第21条8項 |
| （９）モニタリング児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。一　定期的に保護者及び障害児に面接すること二　定期的にモニタリングの結果を記録すること | いるいない | 省令第21条第9項 |
| （１０）計画変更時の取扱い個別支援計画の変更については、上記（２）から（７）までの規定（アセスメントから計画交付まで）に準じて行っていますか。 | いるいない | 省令第21条第10項 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ２３移行支援計画の作成等 | （１）移行支援計画の作成業務管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | いるいない | 省令第21条の2第1項 |
| （２）アセスメント　　移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしていますか。 | いるいない | 省令第21条の2第2項 |
| （３）児童発達支援管理責任者の役割アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。　≪移行支援計画の記載事項≫

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 保護者及び障害児の生活に対する意向
 | 有・無 |
| 1. 移行に向けた短期的及び長期的な目標やスケジュール
 | 有・無 |
| 1. 移行に向けた課題
 | 有・無 |
| 1. 移行において必要な関係機関等による支援の具体的な内容
 | 有・無 |

 | いるいない | 省令第21条の2第3項 |
| （４）計画の変更児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。 | いるいない | 省令第21条の2第4項 |
| （５）計画の作成　　移行支援計画の作成に当たっては、前条第３項及び第５項から第７項までの規定に準じて行っていますか。 | いるいない | 省令第21条の2第5項 |
| （６）計画変更時の取扱い個別支援計画の変更については、前条第３項、第５項から第７項まで及び第９項並びに第２項及び第３項の規定に準じて行っていますか。 | いるいない | 省令第21条の2第6項 |
| ２４児童発達支援管理責任者の責務 | （１）児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成業務のほか、次に掲げる業務を行っていますか。一　項目２５及び項目２６に規定する相談及び援助を行うこと二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと | いるいない | 省令第22条第1項 |
| （２）児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めていますか。 | いるいない | 省令第22条第2項 |
| ２５検討等 | 障害児の心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用により、居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行っていますか。 | いるいない | 省令第23条 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ２６相談及び援助 | 常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 | いるいない | 省令第24条 |
| ２７支援 | （１）心身の状況に応じた支援障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っていますか。 | いるいない | 省令第25条第1項 |
| （２）生活指導障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っていますか。 | いるいない | 省令第25条第2項最低基準第50条第1項 |
| （３）学習指導学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行っていますか。 | いるいない | 最低基準第50条第2項 |
| （４）適性に応じた支援障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っていますか。 | いるいない | 省令第25条第3項 |
| （５）職業指導一　職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう行っていますか。二　職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行っていますか。 | いるいない | 最低基準第51条第1項第2項 |
| （６）保護者等との連絡児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校（必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員）と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めていますか。 | いるいない | 最低基準第54条 |
| （７）従業者の体制常時１人以上の従業者を支援に従事させていますか。 | いるいない | 省令第25条第4項 |
| （８）従業者以外の者による指導等の禁止障害児に対して、保護者の負担により当該事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていませんか。 | いるいない | 省令第25条第5項 |
| ２８食事 | （１）献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとしていますか。 | いるいない | 省令第26条第1項 |
| （２）食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものですか。 | いるいない | 省令第26条第2項 |
| （３）調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われていますか。 | いるいない | 省令第26条第3項 |
| （４）障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めていますか。 | いるいない | 省令第26条第4項 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ２９社会生活上の便宜の供与等 | （１）レクリエーション行事の実施教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っていますか。

|  |
| --- |
| 実施している行事 |
| ・・・・・ |

 | いるいない | 省令第27条第1項 |
| （２）行政手続援助　　障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、障害児又はその保護者が行うことが困難である場合は、保護者の同意を得て代わりに行っていますか。 | いるいない | 省令第27条第2項 |
| （３）家族との連携常に障害児の家族との連携を図るよう努めていますか。➀事業所だよりの発行など、事業所の情報を提供していますか。事業所だより　：　有　（年　　　回発行）　・　無➁保護者会　：　有　　　・　　　無➂連携の内容　・　・・ | いるいない | 省令第27条第3項 |
| ３０健康管理 | （１）健康診断常に障害児の健康状態に注意するとともに、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っていますか。健康診断年月日：　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 | いるいない | 省令第28条第1項 |
| （２）（１）の規定にかかわらず、下の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、右欄の健康診断の全部又は一部を行わないことができます。この場合、それぞれ左欄に掲げる健康診断の結果を把握していますか。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施された健康 | 省略できる健康診断 |
| 児童相談所等における入所開始前の健康診断 | 入所した障害児に対する入所時の健康診断 |
| 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

 | いるいない | 省令第28条第2項 |
| （３）従業者の健康診断　　従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っていますか。 | いるいない | 省令第28条第3項 |
| （４）主として知的障害のある児童を入所させる場合　　入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的審査を行っていますか（ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。）。 | いるいない | 最低基準第55条 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ３０健康管理（続き） | （５）主として盲ろうあ児を入所させる場合　　入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療していますか。 | いるいない | 最低基準第56条第1項 |
| （６）主として肢体不自由のある児童を入所させる場合　　入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮していますか。 | いるいない | 最低基準第56条第2項 |
| ３１緊急時等の対応 | 現にサービスの提供を行っているときに、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。☞　緊急時対応マニュアル（フロー図、対応方法、緊急連絡先等）を整備してください。 | いるいない | 省令第29条 |
| ３２入院期間中の取扱い | 病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後再び施設に円滑に入所することができるようにしていますか。 | いるいない | 省令第30条 |
| ３３給付金の管理 | （１）管理状況障害児に係る給付金及びこれに準ずるものを他の財産と区分して管理していますか。 | いるいない | 省令第31条第1項 |
| （２）支給の趣旨に従った使用　　給付金は、支給の趣旨に従って使っていますか。 | いるいない | 省令第31条第2項 |
| （３）収支状況の記録（帳簿）を整備していますか。 | いるいない | 省令第31条第3項 |
| （４）退所した場合等には、給付金や運用により生じた収益等を障害児に取得させていますか。 | いるいない | 省令第31条第4項 |
| ３４預かり金の出納管理 | （１）管理者、補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていますか。　管理規程：（ 有 ・ 無 ）通帳保管責任者：印鑑保管責任者： | いるいない | 平24障発0330第31号 |
| （２）複数の者により、管理状況が適切であるか確認を行える体制で出納事務が行われていますか。 | いるいない | 平24障発0330第31号 |
| （３）保護者との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等の必要な書類を備え、適切な出納管理が行われていますか。 | いるいない | 平24障発0330第31号 |
| ３５保護者に関する市町村への通知 | 通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | いるいない | 省令第32条 |
| ３６管理者の責務 | （１）一元的な管理管理者は、従業者及び業務等の管理その他管理を、一元的に行っていますか。 | いるいない | 省令第33条第2項 |
| （２）指揮命令管理者は、従業者に運営に関する指定基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | いるいない | 省令第33条第3項 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ３７勤務体制の確保等 | （１）勤務体制の確保障害児に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。 | いるいない | 省令第35条第1項 |
| （２）従業者によるサービス提供当該入所施設の従業者によってサービスを提供していますか。 | いるいない | 省令第35条第2項 |
| （３）研修機会の確保従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。＜研修（主な会議を含む）の回数・内容＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 前年度 | 本年度 | 研修等の主な内容 |
| 　　　　　回　　　　　 | 　　　　　　　回 |  |

 | いるいない | 省令第35条第3項 |
| （４）適切な職場環境の維持（ハラスメント対策）パワーハラスメントやセクシャルハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | いるいない | 省令第35条第4項 |
| ３８業務継続計画の策定等 | （１）業務継続計画の策定感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定していますか。

|  |  |
| --- | --- |
| 感染症に係る業務継続計画 | 有　・　無 |
| 1. 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等）
2. 初動対応
3. 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
 |
| 災害に係る業務継続計画 | 有　・　無 |
| 1. 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
2. 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
3. 他施設及び地域との連携
 |

☞　業務継続計画が未策定の場合、報酬減算（３％減算）の対象となります。 | いるいない | 省令第35条の2第1項 |
| （２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に実施していますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 直近の研修及び訓練 | 前回の研修及び訓練 |
| 研修実施日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 訓練実施日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |

 | いるいない | 省令第35条の2第2項 |
| （３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | いるいない | 省令第35条の2第3項 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ３９定員の遵守 | 利用定員及び居室の定員を超えて、入所させていませんか。※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。☞　原則として、入所定員を超えた障害児の受入は禁止されていますが、下記①②の範囲の障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とされています。1. １日当たりの障害児の数

・定員50人以下：定員×110/100以下　　　　　　　 ・定員51人以上：定員＋(定員－50)×5/100＋5以下　　②　過去３月間の障害児の数  　・定員×開所日数×105/100以下☞　なお、上記①②の数を超える場合、定員超過利用減算に該当するため、日々の利用者数を適切に把握・管理してください。 | いるいない | 省令第36条 |
| ４０非常災害対策 | （１）非常災害時の対策消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知していますか。* 非常災害に関する具体的計画を策定していますか。
* 関係機関への通報・連絡体制を整備していますか。
* 従業員に周知できていますか。
* 必要な消防設備を設置していますか。
* 消防団や地域住民との連携は図れていますか。
 | いるいない | 省令第37条第1項最低基準第6条の2第1項 |
| （２）避難訓練等の実施非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。　* 避難訓練及び消火訓練を月１回以上実施していますか。

※直近１２か月の実施状況を記入してください。 | いるいない | 省令第37条第2項最低基準第6条の2第2項【避難訓練】消防法施行規則第3条第10項 |
|

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 月 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 合計 |
| 避難訓 練 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 消火訓 練 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

 |
| （３）訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携を務めていますか。 | いるいない | 省令第37条第3項最低基準第6条の2第3項 |
| ４１安全計画の策定等 | （１）障害児の安全の確保を図るため、当該入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他入所施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じていますか。 | いるいない | 省令第37条の2第1項最低基準第6条の3第1項 |
| （２）従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | いるいない | 省令第37条の2第2項最低基準第6条の3第2項 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ４１安全計画の策定等（続き） | （３）定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていますか。 | いるいない | 省令第37条の2第3項最低基準第6条の3第4項 |
| ４２自動車を運行する場合の所在の確認 | （１）障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認していますか。 | いるいない該当なし | 省令第37条の3第1項最低基準第6条の4第1項 |
| ４３衛生管理等 | （１）設備等の衛生管理障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。 | いるいない | 省令第38条第1項最低基準第10条第1項 |
| （２）感染症等の発生及びまん延防止事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。

|  |  |
| --- | --- |
| 感染対策委員会　担当者名 |  |
| 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針 | 有・無 |
| 委員会実施日　（おおむね３月に１回以上定期的に実施） | 1. 年　　　月　　　日
2. 年　　　月　　　日
3. 年　　　月　　　日
4. 年　　　月　　　日
 |
| 研修実施日（年２回以上実施） | 1. 年　　　月　　　日
2. 年　　　月　　　日
 |
| 新規採用時研修 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 訓練実施日（年２回以上実施） | 1. 年　　　月　　　日
2. 年　　　月　　　日
 |

 | いるいない | 省令第38条第2項最低基準第10条第2項第3項 |
|  | （３）入浴・清しき　　障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴又は清しきしていますか。 | いるいない | 省令第38条第3項最低基準第10条第4項 |
| （４） 医薬品等 　必要な医薬品、医療品を備え、それらの管理を適切に行っていますか。 | いるいない | 最低基準第10条第5項 |
| ４４協力医療機関等 | （１）障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。 | いるいない | 省令第39条第1項 |
| （２）あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。 | いるいない | 省令第39条第2項 |
| （３）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に 規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めていますか。 | いるいない | 省令第39条第3項 |
| （４）協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていますか。 | いるいない | 省令第39条第4項 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ４５掲示 | 入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。（書面を事業所に備え付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより掲示に代えることもできます。） | いるいない | 省令第40条 |
| ４６身体拘束等の禁止 | （１）身体拘束等の禁止支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていませんか。 | いるいない | 省令第41条第1項 |
| （２）身体拘束等の記録やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 身体拘束の有無 | 記録の有無 | 身体拘束の内容 |
| 有・無 | 有・無 |  |

 | いるいない | 省令第41条第2項 |
| （３）身体拘束等の適正化措置☞　上記（２）（３）が適切に行われていない場合、１日につき所定単位数の10％減算となります。※新規採用時研修を除く　☞　上記（２）（３）が適切に行われていない場合、１日につき所定単位数の10％減算となります。※新規採用時研修を除く　　　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。 | いるいない | 省令第41条第3項 |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 身体拘束等適正化検討委員会担当者 | 氏名：職種： |
| 委員会実施日（年１回以上実施） | 直近の委員会：　　　　　　年　　　月　　　日前回の委員会：　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 身体拘束等の適正化のための指針 | 有　・　無 |
| 研修実施日（年１回以上実施） | 直近の研修：　　　　　　　年　　　月　　　日前回の研修：　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 新規採用時研修 | 年　　　　月　　　　日 |

≪身体拘束等の適正化のための指針に盛り込む項目≫* 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
* 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
* 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
* 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
* 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
* 障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
* その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

☞　（２）（３）が適切に行われていない場合、報酬減算（１０％減算）の対象となります。※新規採用時研修を除く　 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ４７虐待等の禁止 | （１）従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。≪参照≫「児童虐待の防止等に関する法律」第２条１　児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。２　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。３　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。４　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 | いるいない | 省令第42条第1項 |
| （２）事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 | いるいない | 省令第42条第2項 |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 虐待防止委員会　担当者　　　　　 | 氏名：職種： |
| 委員会実施日（年１回以上実施） | 直近の委員会：　　　　　年　　　月　　　日前回の委員会：　　　　　年　　　月　　　日 |
| 研修実施日（年１回以上実施） | 直近の研修：　　　　　　年　　　月　　　日前回の研修：　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 新規採用時研修 | 　年　　　　月　　　　日 |

 |
| ☞　上記の措置が適切に行われていない場合、報酬減算（１％減算）の対象となります。※新規採用時研修を除く　次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。* 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
* 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
* 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
* 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
* 虐待発生時の対応に関する基本方針
* 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
* その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針
 |  |
| ４８秘密保持等 | （１）従業者の秘密保持等従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | いるいない | 省令第44条第1項 |
| （２）秘密保持のための必要な措置従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。☞　従業者等が退職後においても秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約時等に取り決めるなどの措置を講ずる必要があります。 | いるいない | 省令第44条第2項 |
| （３）個人情報提供の同意障害児通所支援事業者、障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ていますか。 | いるいない | 省令第44条第3項 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ４９情報の提供等 | （１）情報の提供施設に入所しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に入所できるように、当該入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。 | いるいない | 省令第45条第１項 |
| （２）虚偽又は誇大広告入所施設について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなってはいませんか。 | いるいない | 省令第45条第2項 |
| ５０利益供与等の禁止 | （１）利益供与の禁止障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又は家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。 | いるいない | 省令第46条第1項 |
| （２）利益収受の禁止障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいませんか。 | いるいない | 省令第46条第2項 |
| ５１苦情解決 | （１）苦情解決のための措置その提供した入所支援に関する障害児又は保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。□　相談窓口は設置していますか　（担当者：　　　　　　　　　　　　　）□　苦情解決の体制及び手順等は定めていますか□　苦情の解決に当たって、職員以外の者を関与（第三者委員の設置）させていますか | いるいない | 省令第47条第1項最低基準第14条の3第2項 |
| （２）苦情受付の記録上記（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 | いるいない | 省令第47条第2項 |
| （３）知事等が行う調査等への協力、改善その提供したサービスに関し、法第２１条の５の２２第１項の規定により京都市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して京都市長が行う調査に協力するとともに、京都市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いるいない | 省令第47条第3項 |
| （４）改善内容の報告京都市長からの求めがあった場合には、上記（３）の改善の内容を京都市長に報告していますか。 | いるいない該当なし | 省令第47条第4項 |
| （５）運営適正化委員会が行う調査等への協力社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。 | いるいない該当なし | 省令第47条第5項 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５２地域との連携等 | 入所施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。

|  |
| --- |
| 連携及び交流の内容 |
| ・・・ |

 | いるいない | 省令第48条 |
| ５３事故発生時の対応 | （１）事故発生時の措置障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。☞　利用者の死亡・怪我や感染症・食中毒等の事故が発生した場合は、３日以内に子ども家庭支援課へ報告してください。 | いるいない | 省令第49条第1項 |
| （２）事故の記録事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。☞　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。 | いるいない | 省令第49条第2項 |
| （３）損害賠償障害児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | いるいない | 省令第49条第3項 |
| ５４会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。 | いるいない | 省令第50条 |
| ５５記録の整備 | （１）記録の整備従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | いるいない | 省令第51条第1項 |
| （２）記録の保存障害児に対する入所支援の提供に関する少なくとも次の記録を整備し、当該サービスを提供した日から少なくとも５年間保存していますか。一　個別支援計画及び移行支援計画二　入所支援に係る必要な事項の提供記録三　利用者に関する都道府県への通知に係る記録四　身体拘束等の記録五　苦情の内容等の記録六　事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 | いるいない | 省令第51条第2項 |
| （３）記録の保存方法、保存場所、廃棄の方法、保存期間についての管理方針を定めた書面を事業所内に保管していますか。（参考）

|  |  |
| --- | --- |
| 定める事項 | 記載内容の例 |
| 保存方法 | ・綴じ方（児童毎に保存、年度ごとに保存など）・記録媒体の種類（データで管理、紙に印刷し管理など） |
| 保存場所 | 倉庫の場所、キャビネットの管理番号、保存パソコンの管理番号 など |
| 廃棄の種類 | シュレッダーで裁断、溶解処分、雑がみとして廃棄、データ削除 など |
| 保存期間 | 上記（２）は５年間、従業者の労務関係に関する記録は５年間（当面の間は３年間）、その他は任意の期間を定める。 |

 | いるいない | 条例第4条の3 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５６電磁的記録 | （１）電磁的記録について作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 | 該当あり該当なし | 省令第58条第1項 |
|  | （２）電磁的記録について　　書面で行うことが規定されている又は想定されている交付等（交付、説明、同意、その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得たうえで、電磁的方法によることができる | 該当あり該当なし | 省令第58条第2項 |
| ５７変更の届出等 | （１）指定事項の変更指定に係る事項に変更があったとき、１０日以内にその旨を京都市長に届け出ていますか。＜届出先＞　子ども家庭支援課　＜変更に係る指定事項＞①　事業所の名称及び所在地②　申請者の名称・主たる事務所所在地、代表者氏名・住所③　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（指定事業に限る。）④　事業所の平面図⑤　事業所の管理者・児童発達支援管理責任者の氏名、経歴、住所⑥　運営規程⑦　障害児通所給付費の請求に関する事項⑧　事業を再開したとき | いるいない | 法第24条の13 |
| （２）事業の廃止又は休止事業を廃止・休止しようとするときは、廃止・休止の日の１月前までに、その旨を京都市長に届け出ていますか。 | いるいない | 法第21条の5の20 |
| ５８業務管理体制の整備 | （１）業務管理体制の届出事業所を設置する事業者ごとに、業務管理体制を整備し、市（すべての事業所等が京都市内に所在する事業者）、厚生労働省（事業所等が２都道府県以上にある事業者）又は府（届出先が市及び厚生労働省以外の事業者）に法令遵守責任者等、業務管理体制の届出をしていますか。【法令遵守責任者】

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 |  |
| 役職名 |  |

|  |
| --- |
| 法令遵守責任者の法人内での役割・業務 |
| ・・・ |

 | いるいない | 法第24条の19の2 |
| （２）業務管理体制の届出内容に相違はありませんか。☞　届出内容に相違がある場合は変更届の提出が必要です。 | あるない | 法第24条の19の2 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５８業務管理体制の整備　（続き） | （３）法令等遵守の取組法令遵守責任者は具体的な取組を行っていますか。

|  |
| --- |
| 法令遵守に係る取組内容 |
| ・・・ |
| 【取組例】関係法令を把握している、従業者に法令等の周知徹底を図っている、従業者への研修を実施している、苦情相談等の情報を把握している、内部検査（評価・改善活動）を実施しているなど |

 | いるいない | 法第24条の19の2 |
| ５９情報の報告及び公表 | 支援の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報（その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、当該情報公表対象支援を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告していますか。☞　情報公表未報告減算情報公表に係る報告がされていない場合、100分の10に相当する単位数を減算 | いるいない | 法第33条の18第1項 |

◆　障害児入所給付費の算定及び取扱い

≪参照≫

「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」

　（平成24年厚生労働省告示第123号）　別表「障害児入所給付費等単位数表」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １基本事項 | （１）費用の算定指定入所支援等に要する費用の額は、報酬告示の別表「障害児入所給付費単位数表」により算定する単位数に告示１２８号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。 | いるいない | 報酬告示・一 |
| （２）金額換算の際の端数処理(１)の規定により、指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。 | いるいない | 報酬告示・二 |
| ２障害児入所給付費 | （１）福祉型障害児入所施設給付費については入所施設において入所支援を行った場合に、障害児の障害種別及び入所定員に応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。　　また、地方公共団体が設置する施設にあっては、１０００分の９６５に相当する単位数を算定していますか。 | いるいない | 報酬告示別表第1の1の注1 |
| （２）定員超過に該当する場合の所定単位数の算定　　災害等やむを得ない理由による場合等を除き、定員超過利用（入所定員の数に以下の割合を乗じて得た数を超える障害児の入　所）に該当する場合は、定員超過利用が解消するまで、利用者全員について所定単位数の１００分の７０に減算していますか。1. １日の利用者数が次の数を超えた場合に、当該１日について減算する。

　　ア　入所定員５０人以下　　　入所定員×１１０％　　イ　入所定員５１人以上　　　入所定員＋(入所定員－５０)×５％＋５1. 直近の過去３月間の障害児の数の平均値が入所定員の１０５％を超えた場合、当該１か月について減算する。
 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注2(1)  |
| （３）個別支援計画未作成等の場合の所定単位数の算定1. 個別支援計画未作成等（指定入所基準の規定に基づき、入

所支援計画の作成が適切に行われていないこと）に該当する場合は、所定単位数の１００分の７０に減算していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注2(2) |
| 1. また、減算が適用された月から３か月以上連続して当該状

態が解消されない場合、減算が適用された３か月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の１００分の５０に減算していますか。 | いるいない該当なし |
| （４）身体拘束廃止未実施減算　　身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合に、１日につき所定単位数の１００分の１０に相当する単位数を減算していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注3 |
| （５）虐待防止措置未実施減算　　　虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注3の2 |

◆　障害児入所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ２障害児入所給付費（続き） | （６）業務継続計画未策定減算　　　業務継続計画の策定等が適切に行われていない場合、所定単位数の１００分の３に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注3の3 |
| （７）情報公表未報告減算　　　情報公表対象支援情報に係る報告が適切に行われていない場合、所定単位数の１００分の１０に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注3の4 |
| （８）日中活動支援加算　　こども家庭庁長官が定める設置基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た入所施設において、こども家庭庁長官が定める基準に適合する入所支援を行った場合に、日中活動支援加算として、１日につき所定単位数に加算していますか。□　専ら当該施設の職務に従事する職業指導員を１以上配置していますか。□　職業指導員及び児童発達支援管理責任者その他の者が共同して、全ての児童を対象とした休日、祝日及び長期休みにおける日中活動計画並びに未就学児及び学卒後の児童を対象とした平日における日中活動計画を１月ごとに作成していますか。□　日中活動を行う際の障害児の状態を定期的に記録していますか。□　日中活動計画の実施状況の評価及び見直しを行っていますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注4 |
| 1. 重度障害児支援加算

①　こども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た入所施設において、指定入所支援を行った場合、障害児の障害種別に応じて１日につき所定単位数に加算していますか。　　　　ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合には算定しません。* + 告示第269号十三　参照
 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注5 |
| ②　重度障害児支援加算を算定している入所施設であって、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た入所施設において、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する支援を行った場合に、１日につき１１単位を所定単位数に加算していますか。□　強度行動障害者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を１以上配置し、支援計画シート等を作成していますか。□　基礎研修修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が該当する入所児童に支援を行っていますか。□　実践研修修了者は、原則として週に３日以上の頻度で該当児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認していますか。□　実践研修修了者は３月に１回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行っていますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注5の2 |

* 障害児入所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ２障害児入所給付費（続き） | （１０）重度重複障害児加算　　重度障害児支援加算に該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち３以上の障害を有する児童に対し、入所支援を行った場合に、１日につき１１１単位を所定単位数に加算していますか。　　ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合には算定しません。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注6 |
| （１１）強度行動障害児特別支援加算　　こども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た入所施設において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しません。また、７００単位を追加で加算する場合、加算算定の起算日から９０日を超えていないですか。＜子ども家庭庁長官が定める施設基準　告示269号十四＞○　入所施設の職務に月に一回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を１以上配置すること。* 入所基準第４条第１項第１号、第２号のイ、第３号のイ（１）及び第４号から第６号までに定める従業者の員数に加えて、常勤の児童指導員の員数が、次の（１）又は（２）のいずれかに該当すること。

（１）加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）の数が８人以下の指定福祉型障害児入所施設にあっては、２以上。（２）加算対象児の数が９人以上の指定福祉型障害児入所施設にあっては、二に、障害児の数が４を超えてその端数を増すごとに１を加えて得た数以上。○　強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(加算(Ⅱ)の場合は中核的人材養成研修)修了者を1以上配置し、支援計画シート等を作成しているか。* 心理担当職員を１以上配置すること。
* 加算対象児の居室は、原則として個室とすること。
 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注7  |
|  | 強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）□　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置していますか。□　実践研修修了者が加算の対象となる児童についての情報の収集、障害特性の理解及び障害特性に応じた環境調整を行った上で支援計画シート作成していますか。□　実践研修修了者は、原則として週３日以上の頻度で対象児童の様子を観察し、支援計画シートに基づいて支援が行われていることを確認していますか。□　３月に１回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行っていますか。 | いるいない該当なし |
| 強度行動障害児特別支援加算（Ⅱ）　□　中核的支援人材養成研修修了者を配置していますか。□　中核人材研修修了者又は中核人材研修修了者の助言・指導を受けた実践研修修了者が支援計画シートを作成していますか。□　中核人材研修修了者は、原則として週に１日以上の頻度で対象児童の様子を観察し、支援計画シート等の見直しについて助言を行っていますか。□　３月に１回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行っていますか。 | いるいない該当なし |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ２障害児入所給付費（続き） | （１２）乳幼児加算　　乳幼児である障害児に対して入所支援を行った場合、１日につき７８単位を所定単位数に加算していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注8 |
| （１３）心理担当職員配置加算　　こども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た入所施設において入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数に加算していますか。　　ただし、強度行動障害特別支援加算が算定される場合は、算定しません。　＜こども家庭庁長官が定める施設基準　告示269号十五＞次の基準のいずれにも適合すること。○　指定入所基準第四条第一項に定める従業者の員数に加えて、心理担当職員を１以上配置していること。○　心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において，心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。○　心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。○　心的外傷のため心理支援が必要と児童相談所長が認めた障害児が５人以上いること。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注9 |
| （１４）公認心理士加算また、心理担当職員配置加算を算定していて、公認心理師を１人以上配置しているものとして京都市長に届出た入所施設において、支援を行った場合に、1日につき１０単位を加算していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注10 |
| （１５）看護職員配置加算 |  |  |
| 　 | 看護職員配置加算（Ⅰ）　　入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を１以上配置しているものとして、京都市長に届け出た入所施設において支援を行った場合に、１日につき所定単位数に加算していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注11 |
|  | 看護職員配置加算（Ⅱ）　　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た入所施設において支援を行った場合に、１日につき所定単位数に加算していますか。＜留意事項第三の(１)の⑧の２＞①　主として知的障害児又はろうあ児を入所させる施設であっては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を２名以上配置し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が４０点以上である施設②　主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設であっては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を１名以上配置し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が４０点以上である施設 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注12 |
| （１６）児童指導員等加配加算　　常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、入所基準に定める従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は児童指導員等を１以上配置しているものとして京都市長に届け出た入所施設において、入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数に加算していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注13 |

* 障害児入所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
|  | （１７）ソーシャルワーカー配置加算　　障害児が入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、右に掲げる業務を専ら行うソーシャルワーカー（①社会福祉士、②障害福祉サービス事業、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援に５年以上従事した経験を有する者）を１名以上配置しているものとして京都市長に届け出た施設において、支援を行った場合に、１日につき、障害種別及び定員に応じた単位数を所定単位数に加算していますか。＜留意事項第三の(1)の⑧の４＞ソーシャルワーカーの業務○　移行に関する入所児童（18歳以上含む。）及び保護者に対する相談援助を行う。○　児童相談所をはじめ多機関・多職種が協働できるように支援の調整を図る。○　移行に当たり障害者総合支援法第89条の３に規定する協議会等の場を活用し、必要な社会資源の開発・改善を行う。○　退所後の生活がイメージできるような体験の機会や、移行先の生活に適応できるよう訓練等の機会を提供する。○　退所後においても必要に応じて児童相談所及び相談支援事業所等からの要請に応じて継続的な相談援助を行う。○　児童発達支援管理責任者と連携し、児童の入退所や外泊に係る調整を行う。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の1の注14 |
| ３入院・外泊時加算 |  | 入院・外泊時加算（Ⅰ）　　障害児が病院又は診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合に、入院又は外泊した翌日から起算して８日を限度として、所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれの単位数を算定していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の2 |
| 入院・外泊時加算（Ⅱ）　　障害児が病院又は診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、施設従業者が個別支援計画に基づき障害児に対し支援を行ったときは、入院又は外泊した翌日から起算して８日を超えた日から８２日を限度として、所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれの単位数を算定していますか。　□　個別支援計画に記載していますか。 | いるいない該当なし |
| （Ⅰ）及び（Ⅱ）共通□　入院又は外泊の期間は初日及び最終日は含まないこと。□　入院にあっては、施設の従業者が特段の事情のない限り、原則として１週間に１回以上病院又は診療所を訪問し、入院中の被服等の準備や障害児の相談支援など日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあっては家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行っていますか。□　上記の支援を行った場合には、その内容を記録していますか。また、入院の場合において、特段の事情により訪問ができなくなった場合においては、その具体的な内容を記録していますか。□　入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の算定期間中にあっては、当該利用者が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けていますか。□　地方公共団体等が設置する入所施設については、１０００分の９６５に相当する単位数としていますか。 | いるいない該当なし |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ４自活訓練加算 | 　個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると京都市が認めた障害児に対し、次の施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た福祉型障害児入所施設において次の基準に適合する自活訓練を行った場合、障害児１人につき３６０日間を限度として所定単位数を加算していますか。　同一の障害児について、同一の福祉型入所施設に入所中１回を限度として加算していますか。＜こども家庭庁長官が定める施設基準　告示269号十六＞次のいずれにも適合すること。①　原則として、指定福祉型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練を実施するための独立した建物を確保すること。②　自活訓練加算の対象となる障害児の居室が、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　・原則として個室とすること。　・通常の家庭生活に必要な設備を設けること。□　対象児の６月間の個人生活、社会生活、職場生活、余暇の活用方法に関する支援のための自活訓練計画を作成していますか。□　自活訓練計画の実施状況を把握し、自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて当該計画の見直しを行っていますか。□　自活訓練計画の作成又は見直しに当たっては、保護者及び対象児に対し、説明し、同意を得ていますか。□　対象児ごとの訓練記録を作成していますか。□　自活訓練の開始後2年以上を経過し入所施設にあっては、過去2年間において自活訓練を受けた障害児のうち、１人以上が退所していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の3 |
|  | 自活訓練加算（Ⅰ）　自活訓練加算（Ⅰ）については、自活訓練加算（Ⅱ）以外の場合に所定単位数を加算していますか。 | いるいない該当なし |
| 自活訓練加算（Ⅱ）　自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室のある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等において自活訓練を行ったときに所定単位を加算していますか。 | いるいない該当なし |
| ５入院時特別支援加算 | 　家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（同一敷地内に併設する場合を除く。）へ入院した場合に、個別支援計画に基づき、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、個別支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問して連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、１月につき１回を限度として入院期間の日数の合計に応じて加算していますか。　また、当該月における入院期間の日数が４日未満の場合は少なくとも１回以上、４日以上の場合は少なくとも２回以上、病院又は診療所を訪問していますか。□　個別支援計画に記載していますか。□　入院期間の算定において、入院の初日及び最終日、入院・外泊時加算の算定期間を除いていますか。□　支援内容を記録していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の4 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６福祉専門職員配置等加算 |  | 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である者の割合が１００分の３５以上であるものとして京都市長に届け出た入所施設において支援を行った場合に、１日につき所定単位を加算していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の5 |
| 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である者の割合が１００分の２５以上であるものとして京都市長に届け出た入所施設において入所支援を行った場合に、１日につき所定単位を　　加算していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の5の注2 |
| 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　次のいずれかに該当するものとして京都市長に届け出た入所　　施設において支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。1. 児童指導員若しくは保育士として配置されている従業者（常勤換算法により算出された従業者数をいう。）のうち、常勤である者の割合が１００分の７５以上であること。
2. 児童指導員若しくは保育士として常勤で配置されている者のうち、３年以上従事している者の割合が１００分の３０　　　以上であること。
 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の5の注3 |
| ７家族支援加算 | 施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、（Ⅰ）又は（Ⅱ）それぞれについて、１日につき１回及び１月につき２回を限度として、それぞれに掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、地域移行加算を算定しているときは、算定できません。□　あらかじめ保護者の同意を得て、当該支援の内容について、個別支援計画に位置付けていますか。□　相談援助の日時及び相談内容の要点に関する記録を行っていますか。□　相談援助は３０分以上行っていますか。＜留意事項通知　第三の(1)⑬の２＞○　家族等に対して、個別又はグループにより、相談援助を行った場合に算定するものである。○　家族支援加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は同一の日に実施した場合であっても、それぞれ算定できること。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の5の2 |
|  | 家族支援加算（Ⅰ）□　個別の相談援助に対して算定していますか。□　次の区分に応じた内容を算定していますか。（１） 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合（一）所要時間１時間以上の場合（二）所要時間１時間未満の場合（２）事業所等において対面により相談援助を行った場合（３）テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 | いるいない該当なし＜留意事項通知　第三の(1)⑬の２＞○　従業者が、（１）は障害児の家族等の居宅を訪問し、（２）は施設において対面により、（３）はテレビ電話装置等を活用して、障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関しての必要な相談援助を行った場合に、（１）から（３）全体として１日につき１回および１月につき２回を限度として、算定するものであること。 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７家族支援加算（続き） |  | 家族支援加算（Ⅱ）□　グループの相談援助に対して算定していますか。□　対象者は2人から8人までを1組としていますか。□　単に保護者会のように保護者同士が話し合い、従業者は単に同席しているだけとなっていませんか。□　次の区分に応じた内容を算定していますか。（１）対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合（２）テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　　　＜留意事項通知　第三の(1)⑬の２＞○　従業者が、（１）は施設において対面により、 （２）はテレビ電話装置等を活用して、障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関しての必要な相談援助を行った場合に、（１）及び（２）全体として１日につき１回および１月につき２回を限度として、算定するものであること。○　相談援助を行う対象者は、２人から８人までを１組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、１として数えるものとする。 | いるいない該当なし |  |
| ８地域移行加算 | 入所期間が１月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問し、障害児及び家族等に対して退所後の障害児の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中２回を限度として、所定単位を加算し、障害児の退所後３０日以内に障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後１回を限度として所定単位を加算していますか。□　相談援助を行った場合は、 相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する 記録を行っていますか。＜留意事項通知　第三の(1)⑬＞○　地域移行加算は退所日に算定し、退所後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。○　次のア又はイのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。 　ア　 退所して病院又は診療所へ入院する場合 　イ 　死亡退所の場合 | いる　いない該当なし | 報酬告示別表第1の6の注 |
| ９移行支援関係機関連携加算 | 移行支援計画の作成又は変更に当たって、関係者により構成される会議を開催し、移行支援計画に係る障害児への移行支援について、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な情報の共有及び障害児の移行に係る連携調整を行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算していますか。□　会議を行った場合は、参加者、開催日時、会議の要旨及び移行支援計画に反映させるべき内容等を記録していますか。□　会議における検討を踏まえて、移行支援計画の作成又は見直しを行っていますか。また関係者との連携方法等を具体的に記載していますか。＜留意事項通知　第三の(1)⑬の３＞　○　会議には、障害児の入所給付決定を行った都道府県等、移行予定先の市町村及び基幹相談支援センター、障害児が所属する教育機関の出席を基本とし、必要に応じて障害者本人及びその家族、児童相談所、その他の章阿木時の移行支援に関係する者の参加を求めること。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の6の2 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １０体験利用支援加算 | 現に入所している障害児であって、重症心身障害児、重度障害児又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が、現に入所している施設を退所する予定日から遡って１年間において体験利用を行う場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、次の（１）及び（２）のいずれにも該当する支援を行った場合に、１回につき３日以内（（Ⅱ）にあっては、５日以内）の期間について、２回を限度として所定単位数を加算していますか。（１）体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供（２）体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助□　対象児童は、重症心身障害児、重度障害児又は強度の行動障害を有する児童であって、移行支援計画に体験利用を計画していますか。□　体験の内容及び体験時の障害児の様子を記録していますか。□　体験の終了後に、障害児及び体験先施設等に対して、体験を終えた所見や障害児の移行支援に係る意見を聞き取り、その内容を記録していますか。□　体験先施設等に対して、障害児の状態像や支援の内容を共有すること並びに障害児の特性や状態を踏まえた環境調整及び体験時の接し方等について助言援助していますか。□　必要に応じて移行支援計画を更新していますか。□　体験利用加算（Ⅰ）については、体験利用は１回２泊３日まで、２回を限度としていますか（宿泊を伴うものに限る）。□　体験利用加算（Ⅱ）については、１回５日まで、２回を限度としていますか（加算（Ⅰ）に掲げるものを除く）。 | いる　いない該当なし | 報酬告示別表第1の6の3 |
| １１栄養士配置加算 | 栄養士配置加算については、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして京都市長に届け出た児童発達支援センターにおいて、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の7 |
|  | 栄養士配置加算（Ⅰ）□　常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していますか□　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていますか。□　調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されていませんか。 | いるいない | 報酬告示別表第1の7の注1 |
| 栄養士配置加算（Ⅱ）□　非常勤の管理栄養士又は栄養士（派遣労働者を含む）を1名以上配置していますか。□　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていますか。□　調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されていませんか | いるいない | 報酬告示別表第1の7の注2 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １２栄養マネジメント加算 | 次の基準のいずれにも適合するものとして京都市長に届け出た入所施設において、支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。　【基準】①　常勤の管理栄養士を１名以上配置していること。②　障害児の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養　士、看護師その他の職種が共同して、障害児ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。③　障害児ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、障害児の栄養状態を定期的に記録していること。④　障害児ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。□　施設に常勤の管理栄養士を１名以上配置していますか。□　障害児ごとに栄養ケア計画を作成し、障害児の家族に説明し、その同意を得ていますか。□　障害児ごとに、概ね３月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行っていますか。＜留意事項通知　第三の(1)⑮＞　障害児ごとの栄養状態に応じて、定期的に、障害児の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した障害児ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、障害児ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い障害児及び栄養補給方法の変更の必要性がある障害児（経管栄養法から経口栄養法への変更 等）については、概ね2週間ごと、低栄養状態のリスクが低い障害児については、概ね３月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い障害児も含め、少なくとも月１ 回、体重を測定するなど、障害児の栄養状態の把握を行うこと。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の8 |
|  |  |
| １３要支援児童加算 |  | 要支援児童加算（Ⅰ）　現に入所している者であって、要保護児童又は要支援児童であるものに対する支援について、児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等（以下この注において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し、児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算していますか。□　会議を行った場合は、参加者、開催日時、会議の要点及 び会議を踏まえた障害児への支援方針等を記録していますか。□　個別支援計画に位置づけ、あらかじめ保護者の同意を得ていますか。＜留意事項通知　第三の(1)⑮の２＞　○　会議には、児童相談所、入所以前に当該障害児が居住していた市町村の関係者（こども家庭センター等）が参加することを基本とし、必要に応じて、家族の支援機関、医師、病院の公認心理師等が参加すること。○　会議においては、当該障害児に対する支援の内容、方針、他の入所者や従業者と当該障害児の関わり方等について、児童相談所等関係機関との間で、当該障害児への支援の状況等を共有しつつ検討を行うこと。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の8の2の注1 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １３要支援児童加算（続き） |  | 要支援児童加算（Ⅱ）　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た入所施設において、要保護児童又は要支援児童に対して別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支援を行った場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を加算していますか。　□　心理担当職員を1以上配置し、障害児に係る 心理支援のための計画（心理特別支援計画）を作成し、計画に基づいて個別又はグループでの心理支援を行っていますか。□　心理支援の内容や児童の状況等について記録を行っていますか。 □　専門的な心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有していますか＜こども家庭庁長官が定める施設基準　十六の二＞○　心理担当職員（障害児に対する直接支援若しくは相談支援の業務又はこれに準ずる業務に従事した期間が通算して３年以上である者に限る。）を１以上配置していること。○　心理担当職員は、学校教育法の規定による大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。○　専門的な心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の8の2の注2 |
| １４集中的支援加算 |  | 集中的支援加算（Ⅰ）　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、児童への支援に関し高度な専門性を有すると京都市長が認めた者であって、地域において児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を施設に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって児童に対し集中的に支援を行ったときに、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算していますか。□　加算の対象となる児童に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われていますか。□　広域的支援人材と施設の従業者が共同して集中的支援実施計画を作成していますか。なお、集中的支援実施計画については、概ね１月に１回以上の頻度で見直しを行っていますか。□　児童の状況及び支援内容について記録していますか。□　集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ていますか。＜留意事項通知　第三の(1)⑮の３（二）＞ア　広域的支援人材が、加算の対象となる児童及び入所施設のアセスメントを行うこと。イ　広域的支援人材と入所施設の従業者が 共同して、当該児童の状態及び状況の改善に向けた環境調 整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（集中的支援実施計画）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね１月に１回以上の頻度で見直しを行うこと。ウ　入所施設の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、通所支援 計画及び支援計画シート等（強度行動障害児特別支援加算を算定している場合に限る。）に基づき支援を実施すること。エ　入所施設が、広域的支援人材の訪問 （オンライン等の活用を含む。）を受け、当該児童への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当 該児童の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の8の3の注1 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １４集中的支援加算（続き） |  | 集中的支援加算（Ⅱ）　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして京都市長が認めた施設が、他の通所支援を行う事業所、入所施設、発達支援医療機関等から児童を受け入れ、集中的な支援を実施した場合に、３月以内の期間に限り１日につき所定単位数を加算していますか。□　他の事業所等から、集中的支援が必要な障害児を受け入れていますか。□　受入に当たっては、広域的支援人材等から 児童の状況や特性等の情報を把握するとともに、情報及びアセスメントを踏まえて個別支援計画を作成していますか。□　児童の状況及び支援内容について記録を行っていますか□　集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ていますか。＜留意事項通知　第三の(1)⑮の４＞○　施設における実践研修修了者が中心となって、障害児への集中的支援を行うこと。集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。ア　広域的支援人材の支援を受けながら、集中的支援加算（Ⅰ）に 規定する取組及び強度行動障害児特別支援加算の算定要件に適合する支援を行うこと。この場合において、集中的支援加算（Ⅰ）の算定が可能であること。イ　集中的支援実施計画において、障害児が集中的支援の後に生活・利用する予定の事業所等への支援の方針を記載し、これに基づき当該事業所等への支援を広域的支援人材と連携して実施すること。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の8の3の注2 |
| １５小規模グループケア加算 | 小規模グループケア加算別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た施設において、障害児に対し小規模なグループによる支援を行った場合に、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児１人につき所定単位数を加算していますか。□　小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を１以上配置していますか。□　小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していますか。□　障害児の居室は、障害児１人当たりの床面積を４．９５平方メートル以上としていますか。□　小規模グループによるケアの内容を含めた個別支援計画を作成していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の9 |
|  | 小規模グループケア加算（Ⅰ）□　入所定員は、４人から６人までですか。＜以下、サテライト型に該当する場合＞□　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物において、障害児に対し小規模なグループによる支援を行った場合に、更に当該障害児１人につき３７８単位を所定単位数に加算していますか。□　専任の児童指導員又は保育士を３以上配置し、そのうち１以上は専任ですか。　□　居室、居間、食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の9の注1、2 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １５小規模グループケア加算（続き） |  | 小規模グループケア加算（Ⅱ）　□　入所定員は７人から８人までですか。□　こども家庭庁長官が定める施設基準の適用前に建設された施設であって、京都市長が適当と認めた施設に該当する場合、所定単位数を算定していますか（この場合、入所定員は９人又は１０人まで）。＜こども家庭庁長官が定める施設基準　十七＞○　浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとすること。○　入所定員は、４人から８人までとすること。ただし、こども家庭庁長官が定める施設基準十七のロの要件を満たしたこの告示の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認めたものにあっては、入所定員を１０人とすることができるものとすること。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の9の注1 |
| １６障害者支援施設等感染対策向上加算 |  | 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)　以下の（１）から（３）のいずれにも適合するものとして京都市長に届け出た施設において、１月につき所定単位数を加算していますか。（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。（２）協力医療機関等との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。（３）診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の区分番号Ａ２３４―２に規定する感染対策向上加算若しくは医科診療報酬点数表の区分番号Ａ０００に掲げる初診療の注１１及び区分番号Ａ００１に掲げる再診療の注１５に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加していること。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の9の2の注1 |
| 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ)医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から３年に１回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る運営指導を受けているものとして京都市長に届け出た施設において、１月につき所定単位数を加算していますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の9の2の注2 |
| １７新興感染症等施設療養加算 | 障害児が別にこども家庭庁長官が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、支援を行った場合に、１月に１回、連続する５日を限度として１日につき所定単位数を加算していますか。＜留意事項通知　第三の(1)⑯の４＞○　新興感染症等施設療養加算は、新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した障害児に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した障害児の療養を施設内で行うことを評価するものである。○　対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じてこども家庭庁長官が指定する。令和６年４月時点においては、指定している感染症はない。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の9の3 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １８福祉・介護職員処遇改善加算 | ≪参照≫「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和７年度分）」（令和7年3月7日付け障障発0307第1号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして京都市長に届け出た指定障害児通所支援事業所が、障害児に対し、指定障害児通所支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算していますか。ただし、いずれかの加算を算定している場合にあっては、その他の加算は算定しません。□　体制等状況一覧表等の届出を行っていますか。□　処遇改善計画書等の作成、提出を行っていますか。□　実績報告書の作成、提出を行っていますか。 | いるいない該当なし | 報酬告示別表第1の13第3の11 第4の4第5の3 |
|  | 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）加算要件の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと | いるいない |
| 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）加算要件の①から⑧までの要件のうち、⑦を除いた全て満たすこと | いるいない |
| 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）加算要件の①から⑧までの要件のうち、⑥及び⑦を除いた全て満たすこと | いるいない |
| 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）加算要件の①から⑧までの要件のうち、⑤から⑦を除いた全て満たすこと | いるいない |

処遇改善加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（上記課長通知から抜粋）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ①月額賃金改善要件Ⅰ | ②月額賃金改善要件Ⅱ | ③キャリアパス要件Ⅰ | ④キャリアパス要件Ⅱ | ⑤キャリアパス要件Ⅲ | ⑥キャリアパス要件Ⅳ | ⑦キャリアパス要件Ⅴ | ⑧職場改善等要件 |
| 処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 | 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 | 任用要件・賃金体系の整備等 | 研修の実施等 | 昇給の仕組みの整備等 | 改善後の賃金要件（440万円 一人以上） | 配置等要件 | 区分ごとに１以上の取組（生産性 向上は２以上） | 区分ごとに２以上の取組（生産性 向上は３以上） | HP掲載等を通じた見える化（取組内容の具体的記載） |
| 処遇改善加算（Ⅰ） | ○ | （○） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | ○ | ○ |
| 処遇改善加算（Ⅱ） | ○ | （○） | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － | ○ | ○ |
| 処遇改善加算（Ⅲ） | ○ | （○） | ○ | ○ | ○ | － | － | ○ | － | － |
| 処遇改善加算（Ⅳ） | ○ | （○） | ○ | ○ | － | － | － | ○ | － | － |

注　（○）は令和７年３月時点で処遇加算Ⅴ⑵、⑷、⑺、⑼及び⒀を未算定だった場合に満たす必要がある要件

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １８福祉・介護職員処遇改善加算（続き） | 【福祉・介護職員等処遇改善加算の要件（上記課長通知から抜粋）】①　月額賃金改善要件Ⅰ（月給による賃金改善）処遇改善加算Ⅳの加算額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てること。また、事業所等が処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定する場合にあっては、仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てること。なお、処遇改善加算を未算定の事業所が新規に処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。また、既に本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要はない。ただし、この要件を満たすために、新規の基本給等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること）により行うことを基本とする。②　月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベースアップ等加算相当の賃金改善）令和６年５月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和８年３月31日までの間において、新規に処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合には、令和７年度においては、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加するため、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施しなければならない。その際、当該基本給等の引上げは、ベースアップにより行うことを基本とする。また、令和６年５月以前に旧３加算を算定していなかった事業所及び令和６年６月以降に開設された事業所が、処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを新規に算定する場合には、月額賃金改善要件Ⅱの適用を受けない。令和７年度に本要件の適用を受ける事業所は、初めて処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定した年度となる令和７年度の実績報告書において、当該賃金改善の実施について報告しなければならない。したがって、例えば、令和６年６月から処遇改善加算Ⅴ（１）（旧ベースアップ等加算相当の加算率を含まない）を算定し、令和７年４月から処遇改善加算Ⅰを算定する場合は、令和７年４月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施し、令和７年度の実績報告書で報告しなければならない。なお、実績報告書においては、事業者等の事務負担を軽減する観点から、月額賃金改善要件Ⅱの判定に用いる旧ベースアップ等加算に相当する加算額は、処遇改善加算ⅠからⅣまでのそれぞれの加算額に、別紙１表３に掲げる処遇改善加算ⅠからⅣまでの加算率と旧ベースアップ等加算の加算率の比（小数第４位以下を切捨て）を乗じて算出した額とする。③　キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）次の一から三までを全て満たすこと。一　福祉・介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。二　一に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。三　一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに上記一及び二の定めの整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初からキャリアパス要件Ⅰを満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。 |  |  |

◆障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １８福祉・介護職員処遇改善加算（続き） | 【福祉・介護職員等処遇改善加算の要件（上記課長通知から抜粋）】④　キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）次の一及び二を満たすこと。一　福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びａ又はｂに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。ａ　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。ｂ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。二　一について、全ての福祉・介護職員に周知していること。ただし、令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに上記一の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初からキャリアパス要件Ⅱを満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。⑤　キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）次の一及び二を満たすこと。一　福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のａからｃまでのいずれかに該当する仕組みであること。ａ　経験に応じて昇給する仕組み「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。ｂ　資格等に応じて昇給する仕組み介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。ｃ　一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。二　一の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記二の要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに上記一の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初からキャリアパス要件Ⅲを満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。⑥　キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件）経験・技能のある障害福祉人材のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上であること（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。）。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。* 小規模事業所等で職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合
* 職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで

賃金を引き上げることが困難な場合年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合 |  |  |

◆障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １８福祉・介護職員処遇改善加算（続き） | 【福祉・介護職員等処遇改善加算の要件（上記課長通知から抜粋）】⑦　キャリアパス要件Ⅴ（配置等要件）福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算）の届出を行っていること。※　重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあっては配置等要件に関する加算が無いため、配置等要件は不要とする。⑧　職場環境等要件処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合は、別紙１表４に掲げる処遇改善の取組を実施すること。その際、処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、別紙１表４の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに２以上の取組を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに１以上の取組を実施すること。また、処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、同表中「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち３以上の取組（うち⑱は必須）を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち２以上の取組を実施すること。ただし、１法人あたり１の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、㉔の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。また、処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。ただし、令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境等要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。また、障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予することとする。障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請を行い、職場環境等要件の適用猶予を受ける場合には、処遇改善加算の申請と併せて、別紙様式２―３及び別紙様式２―４に定める様式により、障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請も行うこと。 |  |  |